

記者発表資料
(本紙投げ込みを以て解禁)

令和7年3月24日
国土交通省 北陸地方整備局
富山河川国道事務所

埋蔵文化財調査本発掘調査未了地における工事施工について

国土交通省において整備を進めている一般国道8号豊田新屋立体事業地において、埋蔵文化財本発掘調査未了のまま道路改良工事を施工してしまったことが判明致しました。

今回の件につきまして深く反省すると共に、再発防止を徹底してまいります。
国民の皆様、並びに関係機関の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

1. 発生箇所 とやまけん とやましいいの いいのこひゃっかり
富山県富山市飯野地内「飯野小百苅遺跡」
(別紙、位置図、詳細図参照)
2. 発注者 国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所
3. 概要
埋蔵文化財の要保護範囲である上記箇所において、誤って本発掘調査未了のまま、構造物を施工してしまったもの。
4. 対象規模 約94.4㎡

詳細な経緯については、別紙のとおりです。

<問い合わせ先>
国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所
TEL(076)443-4701 (代)
副所長 おりはし かずよし
折橋 一禎 (内線 205)

別紙

1. 経緯

埋蔵文化財本発掘調査予定地（要保護範囲）であった富山県富山市飯野^{いの}地内において、国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所の発注工事により、誤って道路改良工事を施工したことが判明した。

2. 工事概要

工事名：R 3・4^{あらや}新屋地区道路改良その7工事

工 期：令和4年3月12日～令和5年5月31日

3. 本件対象箇所の工事内容

地盤改良工、水路工

4. 原因

- 工事発注後、設計変更により工事範囲を追加した際に埋蔵文化財調査実施状況の確認が不十分であった。
- 埋蔵文化財に関する職員間の引き継ぎが不十分であった。

5. 再発防止策

- 事務所内において、道路事業範囲が決定した段階から埋蔵文化財調査の必要有無及び調査結果の情報共有、設計及び設計変更時における埋蔵文化財調査の完了確認を徹底します。
- 年度初めの事業調整会議など、埋蔵文化財の取り扱いについて自治体の埋蔵文化財担当部局との調整を密に実施します。

位置図



詳細図

